

当社取締役会の実効性の分析・評価に関する結果の概要について  
(コーポレートガバナンス・コード補充原則4-11③に関する開示)

当社では、取締役会の機能向上をはかることを目的として、取締役会の実効性の分析・評価を実施しております。今般、2020年度の分析・評価が完了しましたので、その結果の概要について開示いたします。

### 1. 分析・評価の方法

2020年度の分析と評価については、以下の事項に関する無記名方式のアンケートを取締役会構成員全員（11名）に配布し、当アンケートを回収の後、集計いたしました。

また、この集計結果を基に、本年5月の取締役会において、今後の取締役会の機能強化に向けた取組みについて討議いたしました。

#### ※アンケートの内容

- (1) 2020年度に実施した改善事項への評価
- (2) 取締役会の構成に関する事項
- (3) 取締役会の運営に関する事項
- (4) 個々の議題に関する事項
- (5) 取締役会構成員としての自己評価
- (6) 取締役会の審議の活性化や機能強化のための取組みに関する自由記載

### 2. 分析・評価結果の概要

当社の取締役会は、構成や運営に関して、現状、概ね適切であり、構成員すべてが自由に発言できる雰囲気有し、意思決定プロセスが合理的であること、社外取締役と社外監査役（以降「社外役員」と称します。）が、その役割と責務を十分に果たしており、取締役会全体が実効的に機能していることを確認いたしました。詳細は以下3.のとおりです。

### 3. 2020年度に実施した改善事項への評価

2020年度に実施した改善事項とその評価は以下のとおりでした。

- (1) 審議事項の検討時間が十分に確保されていないとの意見  
重要案件は、案件を審議する取締役会の前月までの取締役会において、途中経過を報告し、また、社外役員には事前に資料を郵送することで、検討時間を確保するように努めました。本件につきましては、今回のアンケートにおきましても「資料受領から会議までに中1日必要」との意見がありましたので、引き続き早期の情報提供に努めてまいります。
- (2) 内部監査室による監査を強化するために、被監査部門による自己監査を実施すべきとの意見  
内部監査室が整備した自己点検要領、ガイドラインに則り、被監査部門が自己点検を実施し、その結果を内部監査部門が適否評価する方式を採用いたしました。

本件につきましては、効果的に機能していることを確認しました。点検結果は記録に残し、対象部所で共有していくこととします。

#### 4. 意見と今後の対応

##### (1) 取締役会の構成に関する事項

- ・社外取締役を1名増員すべき。
- ・女性の取締役を確保すべき。

当社は、性別、国籍等に係わらず、当社事業、財務、法務、企業経営等に関する豊富な知識、経験を持つ取締役を6名（うち、社外取締役2名）選任し、迅速な意思決定を行うには適切な人数と考えております。取締役会の構成について、多様性や社外取締役の増員は重要事項と認識し、速やかに対処方針を議論いたします。

##### (2) 取締役会の運営に関する事項

- ・資料受領から会議までの期間は最短でも中1日が必要。

通信端末において、前々日までの資料提供を心掛けるとともに、引き続き早期の情報提供に努めてまいります。

##### (3) 個々の議題に関する事項

- ・取締役会の決議事項のうち、経営執行会議へ決議を委任することが望ましいものを整理すべき。

取締役会の決議事項のうち、経営執行会議へ決議を委任する範囲の見直しを早急に行います。

##### (4) 取締役会構成員としての自己評価

取締役会構成員としての職責は、全員が果たしていると認識いたしました。

##### (5) 取締役会の審議の活性化や機能強化のための取組みに関する自由記載

- ・内部監査室と社外役員との意見交換の回数を増やすべき。

2020年度は、内部監査室と社内監査役による、内部監査部門連絡会を4回開催し、そのうち2回は社外役員も出席する拡大内部監査部門連絡会としましたが、2021年度は、全4回を拡大内部監査部門連絡会として開催いたします。

以 上